

事業概要シート

施策	0102	親と子の健康増進		<<>の金額 現年度当初・補正予算、前年度繰越額の合計 ※補正予算要求時は今回の補正予算額を除く ※次年度予算要求時は次年度繰越額を除く
事業名	こども家庭センター事業 (旧：要保護児童対策事業)	拡充	予算額	33,197 千円 << 34,525 >>千円
事業期間	平成19年度 ~		財源内訳	国庫支出金 15,224 千円
根拠法令要綱等	児童福祉法、大村市要保護児童対策地域協議会設置要綱、児童虐待の防止と運関する法律			県支出金 2,160 千円
				地方債 千円
				その他 127 千円
			一般財源 15,686 千円	

【事業の目的・概要・対象】

【目的】

全ての妊産婦、子育て世代、子どもへの一体的な相談支援を行う機能を有することで児童虐待の未然防止と多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図っていく。

【概要】

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）により、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充が明記された。これに基づき、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を有する「こども家庭センター」の設置が努力義務となった。あわせて、訪問による家事支援、児童の居場所作りの支援、親子関係の形成に支援などを行う事業が新設された。本市では令和6年4月1日施行に先がけて、令和5年度からこども家庭センター事業を開始、子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉の相談機関）の一元的なマネジメント体制の構築と双方の連携強化の一層の推進を図り、要支援児童及び要保護児童の早期発見、早期介入による虐待が重篤化する前に支援の充実を図る。

【対象】

保護者のいない児童又は保護者に監護されることが不相当であると認められる要保護児童または要支援児童、支援が必要な妊婦またはその家族等。虐待予防の啓発においては、全市民が対象。

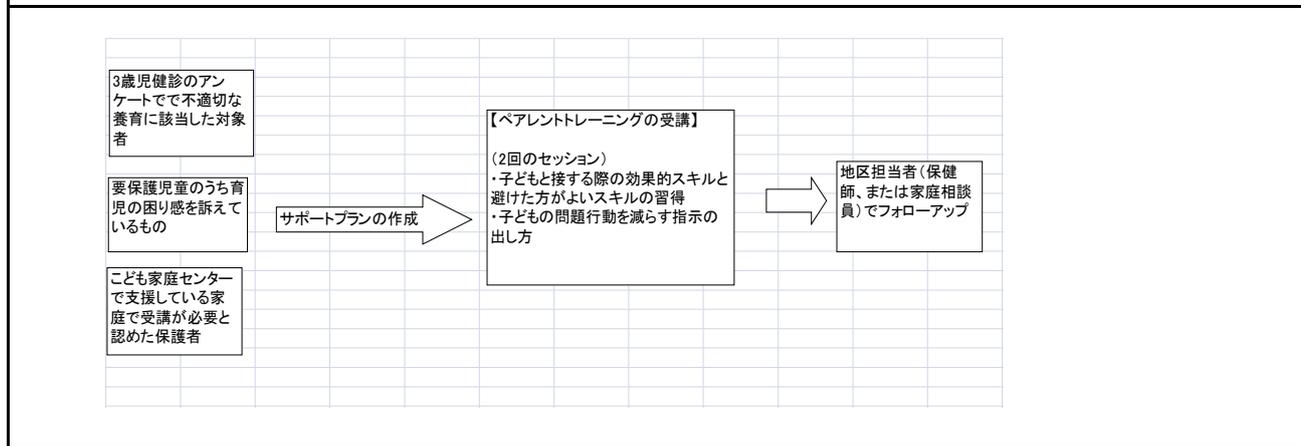
<拡充について>

親子関係形成支援事業（ペアレントトレーニング）を実施し、子どもとの関わり方や子育てにの悩みや不安を抱えている子育て家庭に対して、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方を学ぶための講義、グループワーク、ロールプレイ等の実施により健全な親子関係の形成を支援する。

○親子関係形成支援事業費（国 1/3、県 1/3 市 1/3 ）【補助基準額】

※補助率が国から正確な提示はないが、こども子育て交付金の充当と国から示されている。

・講師謝礼、託児謝礼、消耗品費 192千円



【背景】

令和4年6月8日付、児童福祉法等の一部を改正する法律が成立。令和6年4月1日施行として、市区町において子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充が明記された。

事業の拡充の一つとして、親子関係の構築に向けた支援（ペアトレ）がある。

現在、本市の三歳児健診において実施している問診の中で回答した保護者の内、「感情的に叩いた」が6%、「感情的な言葉で怒鳴った」が25%程度にのぼる。また児童虐待の件数のうち、1/3は乳幼児期の児童である。不適切な養育が行われると児童の脳の発達においては脳の萎縮が見られ、また心的な影響としては自尊心が低下するなど将来の児らの社会的、経済的活動に影響を及ぼしていくことは明らかになっていることから、乳幼児期の子に対する保護者に対して適切な関わり方を学習する機会の創出が重要である。

担当課	こども家庭課	課長	久保 昭隆
担当者	松本 美穂子	問合せ先	0957-54-9100

事業概要シート

【活動指標】

指標名		単位	R 4 (実績)	R 5 (計画)	R 6 (計画)	R 7 (計画)	R 8 (計画)
①	要保護児童に関するケース数	計画値 件	264	250	250	250	250
②	ケースにおけるサポートプラン作成率 (サポートプラン作成数/ケース数)	計画値 %	/	/	50	50	50

【成果指標】

指標名		単位	R 4 (実績)	R 5 (計画)	R 6 (計画)	R 7 (計画)	R 8 (計画)
①	要保護児童児童早期解決ケースの割合	計画値 %	67.8	70	70	70	70
②		計画値					

【予算・決算】 (千円)

事業費は当初・繰越・補正予算の合計額

年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	合計
事業費	0	0	34,525	33,197	33,197	33,197	134,116
国庫支出金			17,663	15,224	15,224	15,224	63,335
県支出金			2,596	2,160	2,160	2,160	9,076
地方債			0	0	0	0	0
その他			0	127	127	127	381
一般財源			14,266	15,686	15,686	15,686	61,324
人件費	0	0	13,930	13,930	13,930	13,930	55,718
職員(人)			1.80人	1.80人	1.80人	1.80人	7.20人
時間外勤務(h)			420h	420h	420h	420h	1680h
会計年度任用職員(人)							0.00人
フルコスト	0	0	48,455	47,127	47,127	47,127	189,834

妥当性 (市の関与)	市町村の業務が児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律及び母子保健法に明記されているため、市の関与は妥当である。
有効性 (施策貢献度)	日常的に子どもとの関わり方に不安を抱えて、子育てに向き合うことが困難な保護者に対して、早期に子どもとの関わり方に関する支援を行うことで安定的な子育てのモデルを体験理解することで、虐待の予防を図ることが望める。
効率性 (コスト)	国の実施要綱等に基づき、市の負担割合が定められているため、見直しの余地はない。

1次評価	担当者記載のとおり
2次評価	1次評価のとおり